

標記の件について、5月12日付で、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に現行の32カ国・地域（※）に加え、【ネパール】を新たに指定する措置が公表されましたのでお知らせいたします。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、本措置導入は、日本人の帰国時及び在留資格保持者の再入国時の対応に影響を与えるものとなっておりますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

（※）現行 32 か国・地域

アイルランド、アメリカ（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、インド、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カナダ（オンタリオ州）、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

なお、ネパールからのすべての入国者及び帰国者については、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求め、その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくこととしています。

詳細は、以下の厚労省 HP を御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

○外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

○経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925（直通）